

ZEB の普及に向けた実証事業のあり方に係る提言

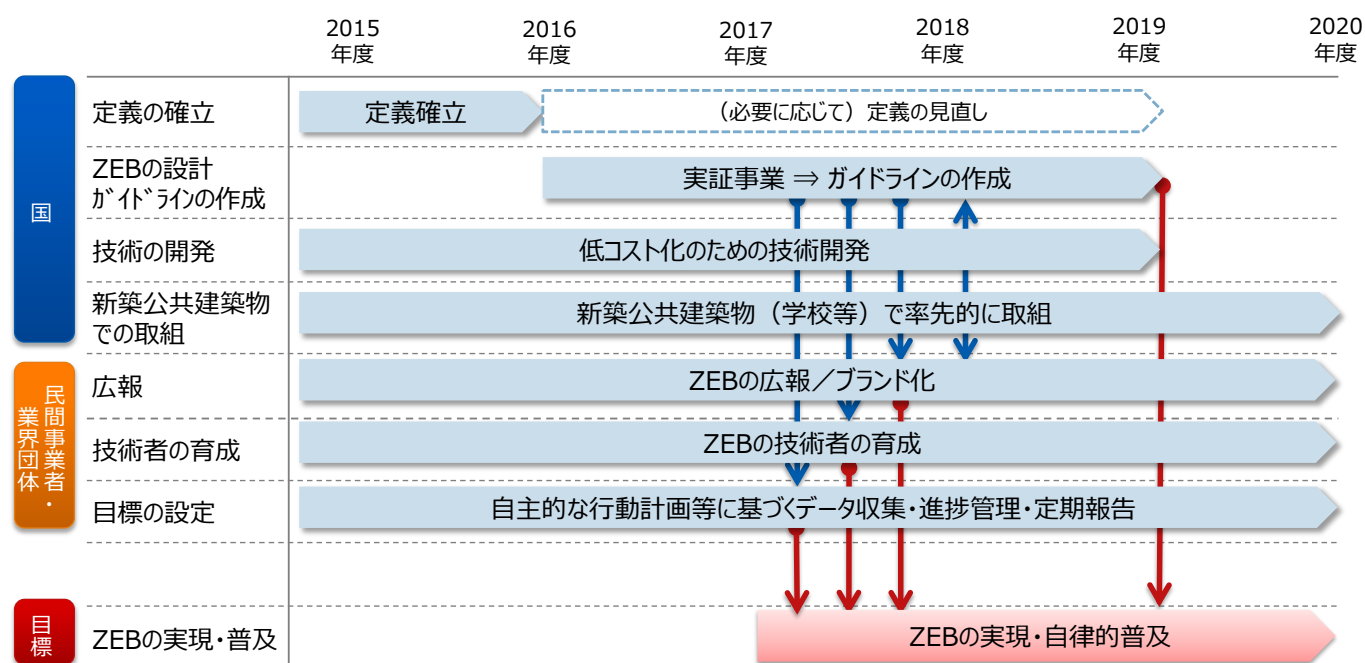
2017 年3月

ZEB ロードマップフォローアップ委員会

1. 現状

- ZEB の実現・普及は、我が国のエネルギー需給の抜本的改善の切り札となる等、極めて社会的便益が高いものであり、「エネルギー基本計画」(2014 年4月閣議決定)、「地球温暖化対策計画」(2016 年 5 月閣議決定)において、「2020 年までに新築公共建築物等で、2030 年までに新築建築物の平均で ZEB を実現することを目指す」こととする政策目標が設定されている。
- 2020 年の政策目標の達成に向け、2015 年4月に「ZEB ロードマップ検討委員会」が設置され、同委員会のとりまとめの一部として、同年 12 月に「ZEB 実現・普及に向けたロードマップ」が公表された。〈図1〉
- これを受け、2016 年7月には、当該ロードマップのフォローアップを行うとともに、ロードマップに位置付けられている設計ガイドライン策定を目的として、「ZEB ロードマップフォローアップ委員会」が設置された。同委員会での審議を経て、2017 年2月には、設計者等向けの ZEB 設計ガイドライン(中・小規模事務所編)[ver.0]及びパンフレット(事務所編)[ver.0]の公開・意見公募が開始された。
- また、これまでの ZEB 実証事業による ZEB Ready 以上の建築物の新築・改築状況をみると、2014 年度から 2016 年度にかけて順調に増加している。地域別の案件数は、ZEB の実現を積極的に働きかける者(設計会社、設計施工会社、コンサルティング企業等)が存在する地域において多くなっており、これらの者が ZEB の実現・普及に貢献している状況が伺える。
- さらに、「総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会 中間とりまとめ」(2017 年1月 31 日)において、「ZEB の普及に向けても、建物オーナーに ZEB の実現を働きかけることができる者(サードパーティー)の活用の可能性を検討すべきであり、「ZEB ロードマップ フォローアップ委員会」での具体的な議論を進めるべきである」とされているところ。

〈図1〉ZEB 実現・普及に向けたロードマップ



2. ZEB の普及に向けた課題

○ZEB を取り巻く状況及びロードマップの実施状況に鑑み、ZEB の実現・普及に向けて、次の課題の存在が指摘された。

＜ZEB の広報＞

- 省エネルギー効果や便益、及び初期コストの増加等に伴うリスクを明らかにすることを通じた ZEB の認知度の向上に向けては、引き続き ZEB 調査発表会を開催し、実証事業の事例の分析等による広報を実施しているが、そのみでは、これまで ZEB に触れたことのない建物オーナー等への訴求効果が必ずしも十分に得られていない。
- 今後は、パンフレットの活用による一層の認知度の向上が期待されるが、より高い訴求効果を得るためには、相手先に合わせた適切な方法により ZEB の効果や便益の訴求、リスク情報の提供を行うことが重要である。
- この際、設計会社、設計施工会社、コンサルティング企業等のサードパーティーによって、建物オーナーに対する ZEB の実現の働きかけが効果的に行われ得ることに留意すべきである。

＜ZEB 技術者の育成＞

- ZEB の実現に向けた設計手法や、初期コストの増加幅の評価などの ZEB の実現に向けたノウハウについては、これまでの ZEB 実証事業等を通じて直接 ZEB に携わってきた者には蓄積されてきているが、これが広く共有されているとは言えず、ZEB の実現を現状においても達成可能な現実的な目標として捉える者の広がり十分となっていない。
- 事務所を始めとした一部の用途については、設計ガイドラインの整備により、ノウハウの共有が進むことが期待されるが、当該ガイドラインを活用しつつ、実際の案件を通じた経験を積み重ねていくことでノウハウの深化を図ることが重要である。
- また、ZEB を目指そうとする建物オーナーが ZEB の実現に向けた相談への対応や、実績・能力のある設計会社、設計施工会社等事業者のマッチングを行える者を見つけることができる体制（事業基盤）が十分に構築されていないことも課題である。

＜ZEB 目標設定と進捗管理、新築公共建築物における取組＞

- 2020 年及び 2030 年の政策目標の実現に向けては、建物オーナー及び設計会社、設計施工会社、コンサルティング企業等のサードパーティーの両者が、それぞれ、ZEB の実現・普及に関する目標設定を行い、進捗管理を行っていくことが重要である。
- 建築物省エネ法に基づく大規模建築物の省エネ基準の適合義務化や BELS に代表される建築物の省エネ性能表示の普及を通じて、省エネ建築物の推進に係る動機付けが徐々に高まってきているが、現状、ZEB という高い水準の目標の実現に取り組んでいる者は、CSR 等の観点から環境に対する意識が特に高い層が中心となっている。
- 今後、更なる取組の拡大を図るためには、ZEB への取組が評価され得る土壌を構築することが重要である。
- 特に、2020 年の目標である新築公共建築物等での ZEB の実現に向けては、地方公共団体等の自主的な取組みを引き出す仕組みの構築が強く求められる。

3. ZEBの実現・普及に向けた提言

○これらの課題の存在を踏まえ、ロードマップに基づく ZEB の実現・普及に向け、平成 29 年度の ZEB 実証事業の実施に当たっては、次の措置を講じるべきである。

○その際、ZEB 実証事業を連携事業として行う経済産業省及び環境省の両省による協調を担保すべきである。

<ZEB 設計ガイドライン、パンフレット>

- ZEB 設計ガイドライン及びパンフレットについては、平成 28 年度にこれらを作成していない用途について、ZEB 実証事業の案件の状況を見つつ、引き続き整備を進めるべき。
- また、既にガイドライン及びパンフレットを作成済みの用途についても、意見公募の結果等を踏まえて、必要な改定を行うべき。

<ZEB リーディングオーナー登録制度>

- 建物オーナーに対するインセンティブとして、単に補助を行うのみではなく、省エネルギー建築物への取り組みが積極的である優良な事業者 (ZEB リーディングオーナー) として登録し、広く公表する制度を構築すべき。
- 本制度により、建物オーナーに対して、ZEB の実現・普及に係る自主目標設定と進捗管理を求めるとともに、実際の事例の紹介を通じて ZEB の省エネルギー効果・便益等の広報を行うことを目的とする。
- 特に、地方公共団体等については、本制度を通じて ZEB の実現・普及に向けた先導的な取り組みが共有され、他の地方公共団体等に波及していくことが期待される。

<ZEB プランナー登録制度>

- ZEB の実現に向けたオーナーへの働きかけを積極的に行う設計会社、設計施工会社、コンサルティング企業等のサードパーティーを「ZEB プランナー」として登録し、ZEB の実現のための相談窓口として広く公表する制度を構築すべき。
- この際、相談への対応及びプランニングは、当該 ZEB プランナーの企業としての営利事業 (本来事業) の一部として行うことを前提とする。
- 本登録制度により、サードパーティーに ZEB 普及の目標設定と進捗管理を求め、社内の ZEB 技術者の育成、営業活動を通じた ZEB の広報が行われることを期待する。
- 事務所などの平成 28 年度 ZEB 実証事業により実証事例が収集済である用途については、ZEB プランナーの活用を補助金交付の要件とすべき。

[参考1] ZEB ロードマップフォローアップ委員会 開催経緯

第1回 平成 28 年 7 月 20 日(水)
第2回 平成 28 年 10 月 4 日(火)
第3回 平成 29 年 1 月 13 日(金)
第4回 平成 29 年 3 月 7 日(火)

[参考2] ZEB ロードマップフォローアップ委員会 委員名簿

〈委員長〉

田辺 新一 早稲田大学創造理工学部建築学科 教授

〈委員〉

秋元 孝之 芝浦工業大学工学部建築工学科 教授
大岡 龍三 東京大学生産技術研究所 教授
齋藤 卓三 一般社団法人 ベターリビング
住宅・建築評価センター 認定・評価部長
嶋村 和行 一般社団法人 日本建設業連合会
大成建設株式会社 エグゼクティブ・フェロー 環境本部副本部長
鈴木 康史 一般社団法人 不動産協会 環境委員会委員長
東京建物株式会社 ビルエンジニアリング部長
富樫 英介 工学院大学建築学部建築学科 准教授
丹羽 英治 株式会社日建設計総合研究所 理事 主席研究員
松前 好博 国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
省エネルギー部 統括主幹
柳井 崇 株式会社日本設計 常務執行役員

〈オブザーバー〉

文部科学省 大臣官房 文教施設企画部 参事官付
経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課
国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 設備・環境課
国土交通省 住宅局 住宅生産課 建築環境企画室
環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室